

奈良市公報

号 外 第 3 号

平成19年 2月16日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 文 書 法 制 課 長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

- 奈良市火災予防規則の一部を改正する規則…………… 1
- 公 営 企 業
- 一般競争入札の実施……………14
- 奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程……15
- 一般競争入札の実施……………15
- 消 防
- 奈良市消防団員の服装等に関する規程の一部を改正する訓令……………16
- 奈良市自主点検報告表示要綱……………16
- 防火対象物に係る防火基準適合表示に関する要綱を廃止する訓令……………29
- 奈良市火災予防査察規程の一部を改正する訓令…………29
- 奈良市消防事務専決規程の一部を改正する訓令…………30
- 教 育 委 員 会
- 奈良市立中学校通学区域についての一部改正……………30
- 選挙管理委員会
- 選挙権を有する者の50分の1の数等……………30
- 各選挙区における選挙権を有する者の3分の1の数…30
- 平成19年度検察審査員候補者を選定するためのくじを行う日時等……………30

規 則

奈良市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月 5 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第91号

奈良市火災予防規則の一部を改正する規則

奈良市火災予防規則（昭和37年奈良市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「甲種防火管理講習」を「甲種防火管理講習（新規講習、再講習）」に、「2 通提出」を「提出」に改め、同条第 2 項中「その 1 通に証明して」を「証明書を」に改める。

第 5 条の 3 第 4 号中「第 9 条の 3」を「第 9 条の 4」に改め、同条第 6 号中「第17条の 2 第 1 項」を「第17条の 2 の 5 第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の基準に係る法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定による点検の結果についての報告は、規則第 4 条の 2 の 4 第

3 項に規定する報告書に防火対象物点検票（別記第 4 号様式の 2）を添付して行うものとする。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（喫煙等の承認）

第 8 条の 2 条例第24条第 1 項ただし書の規定により喫煙等について承認を受けようとする者は、当該行為を行う日の 5 日前までに、喫煙又は裸火の使用等申請書（別記第 5 号様式の 2）を消防長に 2 通提出しなければならない。

2 消防長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査し、火災予防上支障がないと認めるときは、その 1 通に承認済の印（別記第 5 号様式の 3）を押して返付する。

第 9 条中「第35条の 2」を「第35条の 3」に、「第47条第 1 号ただし書若しくは第 5 号ただし書又は第48条第 1 号ただし書若しくは第 4 号ただし書」を「又は第48条の 2」に改める。

第10条第 1 項中「防火対象物使用届出書」を「防火対象物使用開始届出書」に改める。

第12条第 1 項中「第12号」を「第13号」に改め、同項第 2 号中「変電設備」を「変電設備、燃料電池発電設備」に改める。

第16条を次のように改める。

（指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出等）

第16条 条例第58条第 1 項の規定による危険物又は指定可燃物の貯蔵又は取扱いの届出は、その場所を設ける日の 7 日前までに、少量危険物、指定可燃物貯蔵・取扱い届出書（別記第23号様式）を消防長に 2 通提出して行うものとする。

2 条例第58条第 2 項の規定による危険物又は指定可燃物の貯蔵又は取扱いの廃止の届出は、少量危険物、指定可燃物貯蔵・取扱い廃止届出書（別記第23号様式の 2）を消防長に 2 通、遅滞なく提出して行うものとする。

別表(1)の項中「第12条第 3 項」を「第 9 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第12条第 3 項」に、「変電設備」を「変電設備、燃料電池発電設備」に改め、同表(5)の項中「第24条第 4 項」を「第24条第 4 項第 2 号」に改め、同表(6)の項中「第32条の 2 第 1 号（条例第34条第 2 項）を「第32条の 2 第 2 項第 1 号（条例第34条第 3 項）に改め、同表(7)の項及び(8)の項中「第32条の 2 第 1 号」を「第32条の 2 第 2 項第 1 号」に改め、同表(9)の項から(11)の項までの規定中「第35条第 5 号」を「第35条第 2 項第 1 号」に改める。

別記第 2 号様式を次のように改める。

第2号様式(第4条関係)

防火管理講習課程修了証明申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市消防長

申請者
住所 〒

氏 名 ⑩

電話番号

防火管理に関する講習の修了証を しましたので、

甲種防火管理 新規講習

甲種防火管理 再講習

乙種防火管理

の課程を修了していることの証明をお願いします。

受講者

住 所 〒

氏 名 ⑩

生年月日 年 月 日

別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式の2（第5条の3関係）

防火対象物点検票

（1枚目）

点検項目			点検結果		状況及び措置内容			
			判定	不備内容				
火を使用する設備の位置・構造及び管理等	設火を 使用する 等	設備の位置	☐ 適					
			☐ 否					
		設備の管理	☐ 適					
			☐ 否					
	器火を 具使用する 等	器具の取扱い	☐ 適					
			☐ 否					
	す火 の 使 制 用 限 に 等 関	喫煙等の制限	☐ 適					
			☐ 否					
		がん具用煙火の制限	☐ 適					
			☐ 否					
備考								

- 備考 1 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にはその内容を記入すること。
- 2 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 3 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

点 検 項 目			点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容	
			判 定	不 備 内 容		
指 定 数 量 未 満 の 危 険 物 の 貯 蔵 及 び 取 扱 い	貯 蔵 又 は 取 扱 い 数 量		☐ 適			
			☐ 否			
	火 気 の 使 用 制 限		☐ 適			
			☐ 否			
	漏 れ ・ あ ふ れ 又 は 飛 散 の 防 止		☐ 適			
			☐ 否			
	容 器		☐ 適			
			☐ 否			
	少 量 危 険 物	計 器 類 に 関 す る 監 視		☐ 適		
				☐ 否		
		タ ン ク 本 体		☐ 適		
				☐ 否		
配 管			☐ 適			
			☐ 否			
備 考						

— 4 —

(3枚目)

点 検 項 目			点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
			判 定	不 備 内 容	
指 定 可 燃 物 等 の 貯 蔵 及 び 取 扱 い	可	火 気 の 使 用 制 限	☐ 適		
			☐ 否		
	燃	漏 れ ・ あ ふ れ 又 は 飛 散 の 防 止	☐ 適		
			☐ 否		
	性	容 器	☐ 適		
			☐ 否		
	液	計 器 類 に 関 す る 監 視	☐ 適		
			☐ 否		
	体	タ ン ク 本 体	☐ 適		
			☐ 否		
	類	配 管	☐ 適		
			☐ 否		
	綿	火 気 の 使 用 制 限	☐ 適		
			☐ 否		
	花	集 積 単 位	☐ 適		
			☐ 否		
	類	計 器 類 に 関 す る 監 視 (廃棄物固形化燃 料等を貯蔵し、又 は取り扱う場合)	☐ 適		
			☐ 否		
備 考					

- 備考 1 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にはその内容を記入すること。
- 2 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 3 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

別記第5号様式の次に次の2様式を加える。

第5号様式の2（第8条の2関係）

喫煙又は裸火の使用等申請書

		年	月	日
(あて先) 奈良市消防長				
		申請者		
		住所		
		(電話 番)		
		氏名 ㊟		
奈良市火災予防条例第24条第1項ただし書の規定により、				
☐ 喫煙				
☐ 裸火の使用				
☐ 危険物品の持込み				
(該当するものにチェック)				
} の承認を次のとおり申請します。				
防火対象物	所在地			
	名称			
	代表者名			
申請する部分				
申請期間		年 月 日から 年 月 日まで		
申請理由				
取扱責任者 職・氏名				
火災予防上の 措置				
※ 受付欄		※ 経過欄		

- 備考 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 使用場所の詳細図及び付近の略図を添付すること。

第5号様式の3（第8条の2関係）

承認済
年 月 日
奈良市消防長

別記第 6 号様式を次のように改める。

第 6 号様式（第10条関係）

防火対象物使用開始届出書

年 月 日 (あて先) 奈良市消防長 届出者 (電話 番) 住 所 氏 名 ㊟									
						所 在 地		電 話 番	
						名 称		主 要 用 途	
						建 築 確 認 年 月 日		建 築 確 認 番 号 第 号	
※ 消 防 同 意 年 月 日		※ 消 防 同 意 番 号 第 号							
工 事 着 手 年 月 日		工 事 完 了 (予 定) 年 月 日		使 用 開 始 (予 定) 年 月 日					
他の法令による許認可									
敷地面積		建築面積		延 面 積					
		㎡		㎡					
従 業 員 数		公 開 時 間 又 は 従 業 時 間							
屋 外 消 火 栓 動 力 消 防 ポ ン プ 消 防 用 水 の 概 要									
そ の 他 必 要 事 項									
※ 受 付 欄				※ 経 過 欄					

防火対象物棟別概要 (第 号)	用 途				構 造				
	種類 階別	床面積 ㎡	用 途	消 防 用 設 備 等 の 概 要				特殊消防 用設備等 の 概 要	
				消 火 設 備	警 報 設 備	避 難 設 備	消火活動 上必要な 施 設		
	階								
	階								
	階								
	階								
	階								
	階								
	計								

- 備考 1 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに「防火対象物棟別概要追加書類」に必要な事項を記入して添付すること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 建築面積及び延面積の欄は、同一敷地内に2以上の棟がある場合には、それぞれの合計を記入すること。
- 4 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。
- 6 防火対象物の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び消防用設備等の設計図書（消火器具、避難器具等の配置図を含む。）を添付すること。

防 火 対 象 物 棟 別 概 要 追 加 書 類

防 火 対 象 物 棟 別 概 要 (第 号)	用 途				構 造			
	種類 階別	床面積 m ²	用 途	消 防 用 設 備 等 の 概 要				特殊消防 用設備等 の 概 要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動 上必要な 施 設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

防 火 対 象 物 棟 別 概 要 (第 号)	用 途				構 造			
	種類 階別	床面積 m ²	用 途	消 防 用 設 備 等 の 概 要				特殊消防 用設備等 の 概 要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動 上必要な 施 設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

別記第8号様式中「奈良市消防長様」を「(あて先) 奈良市消防長」に、

「

消防用設備等

」を「

消防用設備等又は特殊消防用設備等

」に改める。

別記第9号様式中「変電設備」「変電設備
燃料電池発電設備
発電設備
蓄電池設備」を「蓄電池設備」に、

「奈良市消防長様」を「(あて先) 奈良市消防長」に、

設置場所	構 造		場 所		床 面 積	
			屋内（階）、屋外		m ²	
	消防用設備等		不燃区画	有・無	換気設備	有・無

設置場所	構 造		場 所		床 面 積		に、「又は発電設備」を
			屋内（ 階）、屋外		㎡		
	消防用設備等又は 特殊消防用設備等		不燃区画	有・無	換気設備	有・無	

「、燃料電池発電設備又は発電設備」に改める。

別記第10号様式から第13号様式までの規定中「奈良市消防長様」を「(あて先) 奈良市消防長」に改める。

別記第14号様式中「奈良市消防長様」を「(あて先) 奈良市消防長」に、

使用箇所	位	置	面	積	客	席	の	構	造	を
			m ²							
	消防用設備等の概要									

使用箇所	位	置	面		積	客 席 の 構 造		に改める。
					m ²			
	消防用設備等又は特殊 消防用設備等の概要							

別記第15号様式から第17号様式までの規定中「奈良市消防長様」を「(あて先) 奈良市消防長」に改める。

別記第18号様式中「奈良市消防長様」を「(あて先) 奈良市消防長」に、

「

消防用設備の概要

」を「

消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要

」に改める。

別記第19号様式中「奈良市消防長
様」を「(あて先) 奈良市消防長」に改める。

別記第20号様式中「奈良市消防長
様」を「(あて先) 奈良市消防長」に、

「

消防用設備等の 概 要

」を「

消防用設備等又 は特殊消防用設 備 等 の 概 要

」に改める。

別記第21号様式から第22号様式の 2 までの規定中「奈良市消防長
様」を「(あて先) 奈良市消防長」に改める。

別記第23号様式を次のように改める。

第23号様式（第16条関係）

少量危険物 貯蔵 届出書
指定可燃物 取扱い

年 月 日				
(あて先) 奈良市消防長				
届出者				
住 所				
(電話 番)				
氏 名 ㊟				
貯蔵又は取扱い の 場 所	所在地			
	名 称			
類、品名及び 最 大 数 量	類	品 名	最大貯蔵数量	一日最大取扱数量
貯蔵又は取扱 方 法 の 概 要				
貯蔵又は取扱場 所の位置、構造 及び設備の概要				
消防用設備等又 は特殊消防用設 備等の概要				
貯蔵又は取扱い の開始予定期日 又は期間				
そ の 他 必 要 な 事 項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。
3 貯蔵及び取扱いの場所の見取図を添付すること。

別記第23号様式の次に次の 1 様式を加える。

第23号様式の 2 （第16条関係）

少量危険物 貯 蔵 廃止届出書
指定可燃物 取扱い

年 月 日 (あて先) 奈良市消防長 届出者 住 所 _____ (電話 _____ 番) 氏 名 _____ ㊞				
貯蔵又は取扱い の 場 所	所在地			
	名 称			
類、品名及び 最 大 数 量	類	品 名	最大貯蔵数量	一日最大取扱数量
貯蔵又は取扱 方 法 の 概 要				
貯蔵又は取扱場 所の位置、構造 及び設備の概要				
消防用設備等又 は特殊消防用設 備等の概要				
廃 止 年 月 日	年 月 日			
廃 止 理 由				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

「奈良市消防長
別記第24号様式中
を「(あて先) 奈
良市消防長」に改める。
「奈良市消防長
別記第25号様式中
を「(あて先) 奈
良市消防長」に、

「
消防用設備等の
概要
」を「
消防用設備等又
は特殊消防用設
備等の概要
」に
改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。
(平成18年12月5日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第43号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号。以下「奈良市契約規則」という。)第2条の規定により公告します。

平成18年12月1日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

1 入札に付する事項

舗装工事、市内北之庄町地内(工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成18年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日

を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成18年12月6日まで(奈良市の休日を含める。を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成18年12月7日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742-34-5200 (内線) 223
別表省略
(平成18年12月 1 日揭示済)

奈良市水道局管理規程第10号

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年12月 8 日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程
奈良市水道局職員就業規則（昭和33年奈良市水道局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第17号中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成18年12月 8 日揭示済)

奈良市水道局告示第44号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成 9 年奈良市水道局管理規程第 4 号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号。以下「奈良市契約規則」という。）第 2 条の規定により公告します。

平成18年12月15日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

1 入札に付する事項

建築工事、市内鶴舞東町地内他 3 件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成18年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級（奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会事務要領）に該当する者又は、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 場所

水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4 階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成18年12月20日まで（奈良市の休日 を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成18年12月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先
奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742-34-5200 (内線) 223

別表省略

(平成18年12月15日揭示済)

消 防

奈良市消防局長訓令甲第6号

全 職 員

奈良市消防団員の服装等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年12月4日

奈良市消防局長 佐賀勝彦

奈良市消防団員の服装等に関する規程の一部を改正する訓令

奈良市消防団員の服装等に関する規程(昭和58年奈良市消防長訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 分団に貸与する被服その他の物品は、必要数量の防火帽及び防火衣とする。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

区 分	品 種	数量
全 団 員	作業帽、保安帽、活動服、編上靴、ゴム長靴、バンド、階級章、雨衣	各1
団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長	冬帽、盛夏帽、冬服、盛夏服	各1

附 則

この訓令は、平成18年12月4日から施行し、この訓令による改正後の奈良市消防団員の服装等に関する規程の規定は、同年8月30日から適用する。

(平成18年12月4日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第7号

全 職 員

奈良市自主点検報告表示要綱を次のように定める。

平成18年12月12日

奈良市消防局長 佐賀勝彦

奈良市自主点検報告表示要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、改正消防法を踏まえた旅館ホテル等に係る防火安全対策の推進等について(平成14年12月24日消防安第132号消防庁次長通知)により、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第8条の2の2の適用を受けない防火対象物の管理権原者が火災の予防上必要な事項についての点検を自主的に実施して消防機関に報告を行い、基準に適合している旨の表示(以下

「自主点検報告表示」という。)をする制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 自主点検報告表示の対象となる防火対象物は、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第1(5)項イに掲げる防火対象物及び同表06項イ(同表(5)項イに掲げる防火対象物の部分に限る。)に掲げるもののうち、法第8条の2の2の適用を受けない防火対象物で、消防法令を遵守している旨を表示することを希望し、かつ、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 法第8条第1項の適用があるもの

(2) 階数が3以上のもの又は自動火災報知設備が設置されているもの

(点検基準)

第3条 点検は、別表に定める防火自主点検基準(以下「点検基準」という。)により行うものとする。

(点検実施者)

第4条 点検実施者は、防火管理者又は防火対象物点検資格者とする。なお、当該防火管理者が点検基準に習熟していない場合は、防火対象物点検資格者とする。

(点検及び報告期間)

第5条 点検及び報告は、1年に1回とする。

(点検報告等)

第6条 管理権原者は、点検を実施したときは、防火自主点検結果報告書(別記第1号様式)に防火自主点検票(別記第2号様式)を添付し、消防長に2通提出するものとする。

2 消防長は、前項の報告を受理したときは、内容を審査し、その1通に必要な事項を記入して返却する。

(点検済証の表示等)

第7条 管理権原者は、前条の規定により報告した自主点検の実施結果が点検基準に適合している場合は、防火自主点検済証(以下「点検済証」という。)を表示することができる。

2 防火管理者が点検を実施した場合に表示することができる点検済証は別記第3号様式のとおりとし、防火対象物点検資格者が点検を実施した場合に表示することができる点検済証は別記第4号様式のとおりとする。

3 点検済証は、旅館ホテル等の見やすい箇所に表示することができる。

(是正指導)

第8条 消防長は、点検済証を表示している防火対象物が点検基準に適合しないことが判明した場合、又は点検を実施していないにもかかわらず点検済証を表示している場合は、当該防火対象物の関係者に対し点検済証を除去し、又はこれに消印を付するよう求めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年12月12日から施行し、同年10月1日から適用する。

別表（第3条関係）

防火自主点検基準

点検項目	点検基準
防火管理関係届出の有無	消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）第3条第1項及び第4条第1項の届出がされていること。
消防計画の実施	1 省令第3条第1項各号に定める事項のうち、旅館ホテル等の消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。 2 防火管理業務の一部を委託している場合は、省令第3条第2項に定める事項が旅館ホテル等の消防計画に定められていること。 3 防火対象物の管理について権原が分かれている場合は、省令第3条第3項に定める事項が旅館ホテル等の消防計画に定められていること。 4 平成6年消防庁告示第9号に定める防火対象物のうち、防災センターが設置されている防火対象物の防災センターにおいて、当該防火対象物の消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等に従事する者が、平成6年消防庁告示第10号に基づく講習を受講していること。 5 消火及び避難訓練を年2回以上実施していること。 6 消火及び避難訓練の実施に当たり消防機関に通報していること。
共同防火管理協議事項の作成及び届出の有無	省令第4条の2第1項に規定する事項が定められ、同条第2項の規定による届出がされていること。
避難上必要な施設等の維持管理	法第8条の2の4に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。
防災物品の表示	防災対象物品に、法第8条の3第2項、第3項及び第5項の規定に従って表示が付されていること。
圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出	火災の予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の貯蔵又は取扱い（貯蔵又は取扱いを廃止した場合を含む。）の届出（法第9条の3第1項ただし書に規定する場合を除く。）がされていること。
消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持	1 消防用設備等又は特殊消防用設備等が、法第17条、第17条の2の5及び第17条の3並びにこれらに基づく命令で定める技術上の基準又は法第17条第3項で定める設備等設置維持計画に従って設置されていること。 2 消防用設備等の設置に当たり、令第32条の特例を受けている場合は、当該特例により消防用設備等が設置されていること。なお、消防法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第19号）附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされている特殊の消防用設備等その他の設備については、当該従前の例により設置されていること。 3 法第17条の3の2に基づき届出がされ、当該届出に基づき検査済証が消防機関から交付されていること。
省令第4条の2の6第1項第9号に規定する市長が定める基準	奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）第3章第1節、第2節及び第3節（第25条及び第26条を除く。）、第4章並びに第5章に規定する基準に適合していること。

備考

点検項目に係る消防法令の基準が点検対象の旅館ホテル等に適用がない場合は、当該点検項目を除外する。

別記

第1号様式(第6条関係)

防火自主点検結果報告書

年 月 日

(あて先) 奈良市消防長

報告者

住 所

氏 名

⑩

電話番号

下記のとおり防火対象物の点検を実施したので、報告します。

記

防火対象物	所在地				
	名称				
	用途			令別表第1 () 項	
	構造・規模	造 地上 階 地下 階			
		床面積	m ²	延べ面積	m ²
点検実施日		年 月 日			
点検票		別添のとおり			
点検者	住所				
	氏名				
	免状	講習機関名	免状交付年月日	免状交付番号	再講習受講年月日
			年 月 日	第 号	年 月 日
※ 受付欄		※ 経過欄		※ 備考	

- 備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
2 点検者の免状の欄は、防火対象物点検資格者が点検を行った場合に記載すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

(1枚目)

防 火 管 理 者			㊟			
立 会 者			㊟			
点 検 年 月 日			年 月 日 ～ 年 月 日			
防 火 対 象 物 の 概 要	階 別 概 要 (号 棟)	事 項 階 別	用 途	床 面 積	点 検 する 部 分 の 床 面 積	備 考
		階		m ²	m ²	
		階		m ²	m ²	
		階		m ²	m ²	
		階		m ²	m ²	
		階		m ²	m ²	
		階		m ²	m ²	
		合計		m ²	m ²	
備 考						

備考 防火対象物の概要が欄に記載できない場合は、別紙に記載し添付すること。

(2枚目)

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判定	不 備 内 容	
届 出	防 火 管 理 者 選 任 (解 任)	☐ 適 ☐ 否		
	消 防 計 画 作 成 (変 更)	☐ 適 ☐ 否		
消	自 衛 消 防 の 組 織	☐ 適 ☐ 否		
	火 災 予 防 上 の 自 主 検 査	☐ 適 ☐ 否		
防	消 防 用 設 備 等 又 は 特 殊 消 防 用 設 備 等 の 点 検 及 び 整 備	☐ 適 ☐ 否		
	避 難 施 設 の 維 持 管 理 及 び そ の 案 内	☐ 適 ☐ 否		
防	防 火 上 の 構 造 の 維 持 管 理	☐ 適 ☐ 否		
	収 容 人 員 の 適 正 化	☐ 適 ☐ 否		
防	防 火 上 必 要 な 教 育	☐ 適 ☐ 否		
	消 火 、 通 報 及 び 避 難 訓 練	☐ 適 ☐ 否		
防	消 火 活 動 、 通 報 連 絡 及 び 避 難 誘 導	☐ 適 ☐ 否		
	消 防 機 関 と の 連 絡	☐ 適 ☐ 否		
防	工 事 中 の 火 気 使 用 又 は 取 扱 い の 監 督	☐ 適 ☐ 否		
	防 火 管 理 に 関 し 必 要 な 事 項	☐ 適 ☐ 否		
防	防 火 管 理 業 務 の 一 部 委 託	☐ 適 ☐ 否		
	権 原 の 範 囲	☐ 適 ☐ 否		
計	所 地 自 衛 消 防 の 組 織	☐ 適 ☐ 否		
	情 報 等 の 伝 達	☐ 適 ☐ 否		
計	避 難 誘 導	☐ 適 ☐ 否		
	施 設 及 び 設 備 の 点 検 及 び 整 備	☐ 適 ☐ 否		
計	応 急 対 策	☐ 適 ☐ 否		
	防 災 訓 練	☐ 適 ☐ 否		
計	教 育 及 び 広 報	☐ 適 ☐ 否		
	管 防 理 者 火	☐ 適 ☐ 否		
画	消 火 訓 練 及 び 避 難 訓 練 の 実 施 回 数	☐ 適 ☐ 否		
	消 火 訓 練 及 び 避 難 訓 練 を 実 施 する 場 合 の 消 防 機 関 へ の 通 報	☐ 適 ☐ 否		

- 備考 1 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 2 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 3 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(3枚目)

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判定	不 備 内 容	
共同防火管理協議事項	作 成	☐ 適		
		☐ 否		
	届 出	☐ 適		
		☐ 否		

点検項目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判定	不 備 内 容	
避難上必要な施設及び防火戸の管理		☐ 適		
		☐ 否		
防災物品の表示		☐ 適		
		☐ 否		
圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出		☐ 適		
		☐ 否		

備考 1 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。

2 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。

3 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(4枚目)

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判定	不 備 内 容	
消	消火器・簡易消火用具	☐ 適		
		☐ 否		
	屋 内 消 火 栓 設 備	☐ 適		
		☐ 否		
	スプリンクラー設備	☐ 適		
		☐ 否		
	水噴霧消火設備等	☐ 適		
		☐ 否		
防	屋 外 消 火 栓 設 備	☐ 適		
		☐ 否		
	動力消防ポンプ設備	☐ 適		
		☐ 否		
	自動火災報知設備	☐ 適		
		☐ 否		
用	ガス漏れ火災警報設備	☐ 適		
		☐ 否		
	漏 電 火 災 警 報 器	☐ 適		
		☐ 否		
	消防機関へ通報する 火 災 報 知 設 備	☐ 適		
		☐ 否		
	非 常 警 報 器 具 ・ 非 常 警 報 設 備	☐ 適		
		☐ 否		
設	避 難 器 具	☐ 適		
		☐ 否		
	誘 導 灯 ・ 誘 導 標 識	☐ 適		
		☐ 否		
	消 防 用 水	☐ 適		
		☐ 否		
	排 煙 設 備	☐ 適		
		☐ 否		
備	連 結 散 水 設 備	☐ 適		
		☐ 否		
	連 結 送 水 管	☐ 適		
		☐ 否		
	非常コンセント設備	☐ 適		
		☐ 否		
等	無線通信補助設備	☐ 適		
		☐ 否		

- 備考 1 法第17条第2項の規定に基づき定める消防用設備等の技術上の基準について、防火自主点検基準に定めた場合も記入すること。
- 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 4 設置義務のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。
- 5 水噴霧消火設備等とは、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備をいう。

(5 枚目)

点 検 項 目		必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の概要	点 検 結 果		状況及び措置内容
			判定	不 備 内 容	
消 防 用 設 備 等	令第29条の 4 第 1 項の必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等		☐ 適		
			☐ 否		

点 検 項 目		適用される消防用設備等	点 検 結 果		状況及び措置内容
			判定	不 備 内 容	
消 防 用 設 備 等	令 第 32 条 の 適 用		☐ 適		
			☐ 否		

点 検 項 目		特殊消防用設備等の概要	点 検 結 果		状況及び措置内容
			判定	不 備 内 容	
特 殊 消 防 用 設 備 等	法第17条第 3 項の特殊消防用設備等		☐ 適		
			☐ 否		

点 検 項 目		適用される消防用設備等又は特殊消防用設備等	点 検 結 果		状況及び措置内容
			判定	不 備 内 容	
特 消 防 消 用 防 設 用 備 設 等 備 又 等 は	設 置 の 届 出		☐ 適		
			☐ 否		
	消 防 機 関 の 検 査		☐ 適		
			☐ 否		

備考 1 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。

2 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。

3 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(6枚目)

点 検 項 目			点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容			
			判 定	不 備 内 容				
火を使用する設備の位置・構造及び管理等	火を使用する設備	設備の位置	☐ 適					
			☐ 否					
		設備の管理	☐ 適					
			☐ 否					
	火を使用する器具等	器具の取扱い	☐ 適					
			☐ 否					
	火の使用制限等	喫煙等の制限	☐ 適					
			☐ 否					
		がん具用煙火の制限	☐ 適					
			☐ 否					
備考								

- 備考 1 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にはその内容を記入すること。
- 2 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 3 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

点 検 項 目			点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
			判 定	不 備 内 容	
指 定 数 量 未 満 の 危 険 物 の 貯 蔵 及 び 取 扱 い	貯 蔵 又 は 取 扱 い 数 量		☐ 適		
			☐ 否		
	火 気 の 使 用 制 限		☐ 適		
			☐ 否		
	漏 れ ・ あ ふ れ 又 は 飛 散 の 防 止		☐ 適		
			☐ 否		
	容 器		☐ 適		
			☐ 否		
	少 量 危 険 物	計 器 類 に 関 す る 監 視	☐ 適		
			☐ 否		
		タンク 本 体	☐ 適		
			☐ 否		
配 管		☐ 適			
		☐ 否			
備 考					

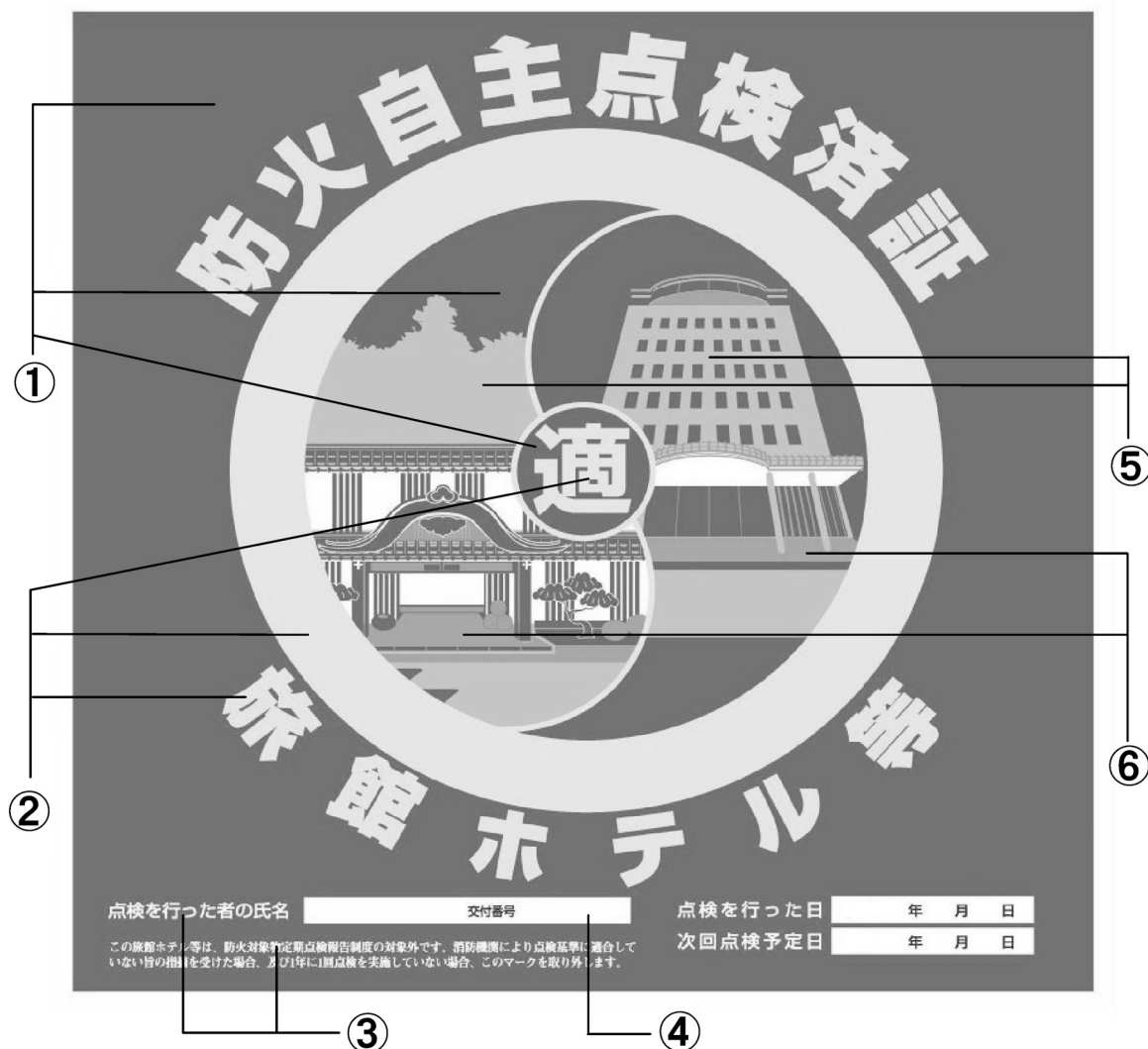
- 25 —

(8枚目)

点 検 項 目			点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
			判 定	不 備 内 容	
指 定 可 燃 物 等 の 貯 蔵 及 び 取 扱 い 等 の 備 考	可	火 気 の 使 用 制 限	☐ 適		
			☐ 否		
	燃	漏 れ ・ あ ふ れ 又 は 飛 散 の 防 止	☐ 適		
			☐ 否		
	性	容 器	☐ 適		
			☐ 否		
	液	計 器 類 に 関 す る 監 視	☐ 適		
			☐ 否		
	体	タ ン ク 本 体	☐ 適		
			☐ 否		
	等	配 管	☐ 適		
			☐ 否		
	綿	火 気 の 使 用 制 限	☐ 適		
			☐ 否		
	花	集 積 単 位	☐ 適		
			☐ 否		
	等	計 器 類 に 関 す る 監 視 (廃棄物固形化燃料 等を貯蔵し、又は 取 扱 う 場 合)	☐ 適		
			☐ 否		
	備				
	考				

- 備考 1 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にはその内容を記入すること。
- 2 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 3 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

第3号様式（第7条関係）



備考

- 1 様式の大きさは、21センチメートル×21センチメートル程度とする。
 - 2 色彩は、次のとおりとする。
 - ① 地：あざやかな青（vv-B 2.5PB4.5/11.0）
 - ② 円、文字（「防火自主点検済証」「旅館ホテル等」「適」）：あざやかな黄（vv-Y2.5PB4.5/11.0）
 - ③ 文字：白抜き
 - ④ 枠：白抜き 文字：黒
 - ⑤ うすい青（pl-B 2.5PB8.0/4.0）
 - ⑥ やわらかい青（sf-B 2.5PB6.5/4.5）
- ※系統色名、略号及び色票基準値は、日本工業規格 Z 8102による。

第4号様式（第7条関係）



The image shows a template for a Fire Safety Self-Inspection Certificate (防火自主点検済証). The main graphic is a large circle containing a stylized illustration of a traditional Japanese building (likely a temple or shrine) and a modern multi-story building. The word '適' (Suitable) is written in the center of the circle. The text '防火自主点検済証' is written along the top arc of the circle, and '旅館ホテル等' (Inns, Hotels, etc.) is written along the bottom arc. To the right of the main circle is a smaller circular logo with the text '防火対策物' (Fire Safety Measure Object) and '点検資格者' (Inspection Qualified Person) around a stylized 'OK' symbol. Below the main circle, there are two rows of text: '点検を行った者の氏名' (Name of the person who conducted the inspection) followed by a blank space for a signature, and '交付番号' (Issuance Number) followed by a blank space for a number. To the right of these are two rows of dates: '点検を行った日' (Date of inspection) followed by '年 月 日' (Year, Month, Day), and '次回点検予定日' (Next inspection scheduled date) followed by '年 月 日' (Year, Month, Day). At the bottom left, there is a small disclaimer: 'この旅館ホテル等は、防火対象物定期点検報告制度の対象外です。消防機関により点検基準に適合していない旨の指摘を受けた場合、及び1年に1回点検を実施していない場合、このマークを取り外します。' (These inns/hotels etc. are not subject to the regular fire safety inspection reporting system. If they receive a notice of non-compliance from the fire authority, or if they do not conduct an inspection once a year, they should remove this mark.)

備考

- 1 様式の大きさ、色彩は別記第3号様式に準ずる。
- 2 ⑦（有資格者点検済証）の色彩は、次のとおりとする。

地：うすい青（pl-B 2.5PB8.0/4.0）

文字：白抜き

※系統色名、略号又は色票基準値は、日本工業規格Z8102による。

（平成18年12月12日揭示済）

奈良市消防局長訓令第 8 号

全 職 員

防火対象物に係る防火基準適合表示に関する要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成18年12月12日

奈良市消防局長 佐 賀 勝 彦

防火対象物に係る防火基準適合表示に関する要綱を廃止する訓令

防火対象物に係る防火基準適合表示に関する要綱（昭和57年奈良市消防長訓令第 1 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成18年12月12日から施行する。

(平成18年12月12日揭示済)

奈良市消防局長訓令第 9 号

全 職 員

奈良市火災予防査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年12月12日

奈良市消防局長 佐 賀 勝 彦

奈良市火災予防査察規程の一部を改正する訓令

奈良市火災予防査察規程（昭和58年奈良市消防長訓令第13号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表第 1 種対象物の項中「防火対象物に係る防火基準適合表示に関する要綱（昭和57年奈良市消防長訓令第 1 号）の規定により表示の対象とする防火対象物」を「法第 8 条の 2 の 2 の規定に該当する防火対象物」に改める。

別記第 1 号様式中

「教示 この命令に不服のある場合は、当該命令を受けたことを知った日の翌日から起算して60日以内に に対して、審査請求することができます。」

「(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。」に改める。

別記第13号様式中

「教示 この命令に不服のある場合は、命令 { が 受けた } 日 の翌日から起算して { 60 } 日以内に に対して審査請求をすることができます。」

「(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。」に改める。

別記第13号様式の 2 中

「教示 この命令に不服のある場合は、命令があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に 奈良県知事に対し審査請求をすることができま

す。」

「(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。」に改める。

別記第15号様式の（その 1）中

「教示 この戒告に不服のある場合は、戒告があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に 奈良県知事に対し審査請求をすることができます。」

「(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。」に改め、同様式の（その 2）中

「教示 この戒告に不服のある場合は、戒告があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に に対して審査請求をすることができます。」

「(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。」に改める。

別記第16号様式の（その 1）中

「教示 この命令に不服のある場合は、命令があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に 奈良県知事に対し審査請求をすることができます。」

「(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。」に改め、同様式の（その 2）中

「教示 この命令に不服のある場合は、命令があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に に対して審査請求をすることができます。」

「(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。」に改める。

別記第17号様式の（その 1）中

「教示 この命令に不服のある場合は、命令があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に 奈良県知事に対し審査請求をすることができます。」

「(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。」に改め、同様式の（その 2）中

「教示 この命令に不服のある場合は、命令があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に に対して審査請求をすることができます。」

「(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年12月12日から施行する。

(平成18年12月12日揭示済)

奈良市消防局長訓令第10号

全 職 員

奈良市消防事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年12月12日

奈良市消防局長 佐賀 勝彦

奈良市消防事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市消防事務専決規程（昭和58年奈良市消防長訓令第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第7号中「届出」を「届出並びに第8条の2の申請」に改め、同条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、同条第8号中「第9条の2の届出の処理及び第17条の3の3の報告」を「第8条の2の2及び第17条の3の3の報告の処理、第8条の2の3の申請の処理並びに第9条の3の届出」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 奈良市自主点検報告表示要綱（平成18年奈良市消防局長訓令第7号）第6条の報告の処理

附 則

この訓令は、平成18年12月12日から施行する。

(平成18年12月12日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第25号

奈良市立中学校通学区域について（平成8年奈良市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成18年12月7日

奈良市教育委員会

委員長 植松 滋子

富雄中学校通学区域の部分中「三碓一丁目の一部」を「学園大和町六丁目の一部、学園中一丁目、学園中四丁目の一部、学園中五丁目、三碓一丁目の一部」に改める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(平成18年12月7日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第65号

平成18年12月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項、第5条第15項及び第61条第11項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成18年12月2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田 勝二

50分の1の数 6,034人

6分の1の数 50,283人

3分の1の数 100,565人

(平成18年12月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第66号

平成18年12月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成18年12月2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田 勝二

奈良選挙区 98,316人

月ヶ瀬選挙区 512人

都祁選挙区 1,738人

(平成18年12月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第67号

平成19年度検察審査員候補者を選定するためのくじを行う日時、場所及びそのくじの方法を次のとおり定めます。

平成18年12月2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田 勝二

日 時	平成18年12月20日 午後4時00分
場 所	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟3階 第15会議室
くじの方法	奈良市検察審査員候補者選定規程（昭和52年奈良市選挙管理委員会告示第9号）の定めるところによる。

(平成18年12月2日揭示済)